

競争参加者の資格に関する公示

令和7・8・9年度における独立行政法人家畜改良センターの物品の製造等に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)の参加資格の取得については、次により申請の手続きを行ってください。ただし、全省庁統一資格を有する者は、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はありません。

なお、当センターは、国の競争参加者資格申請の受付機関に指定されていないので、当センターの資格審査決定を受けても国の競争参加者資格を取得したことにはなりません。

令和6年11月26日

独立行政法人
家畜改良センター理事長
(公印省略)

1 契約の種類及び業種の区分

競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び業種の区分は、次のとおりとします。

(1) 物品の製造契約

衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、船舶類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品類、事務用品類、土木・建設・建築材料、その他

(2) 物品の販売契約

物品の製造契約の業種区分に同じ。

(3) 役務の提供等契約

広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、翻訳・通訳・速記、ソフトウェア開発、会場等の借り上げ、賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両整備、船舶整備、電子出版、その他

(4) 物品の買受け契約

立木竹、その他

2 申請の時期

令和7年度当初からの資格の付与を希望する者は、本公示日から令和7年2月28日(金)までの土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く、9時から17時(12時から13時を除く。)までに申請を行ってください。

なお、この期間以外においても随時受け付けますが、この場合には希望する入札に間に合わないことがあります。

3 申請の手続等

(1) 申請書の入手方法

所定の「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書」(以下「申請書」という)は、別記に掲げる場所において交付します。ただし、場所により入場が制限されている場合がありますので、事前にお問い合わせください。

また、当センターのホームページ上 (<https://www.nlbc.go.jp/chotatsujoho/index.html> トップページ>インフォメーション>調達情報 ■公表事項■競争参加資格▼物品製造・販売等)に掲載した申請書(Excelファイル及びPDF ファイル)をダウンロードして入手することもできます。

なお、郵送による申請書の入手を希望する場合は、返信用封筒に住所、会社名及び担当者氏名など所要事項を記入し、180円分の切手を貼付のうえ別記に掲げる場所へ送付してください。

(2) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添えて別記に掲げる場所へ提出してください。なお、郵送でも受付しております。

(3) 申請書に添付する書類

ア 登記事項証明書の写し(法人の場合)

イ 財務諸表(法人の場合)又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書(個人の場合)

ウ 営業経歴書

エ 納税証明書の写し(その2)

なお、新設(新規開業)したばかりで申告期限が未到来の場合等、申告義務のない場合は、納税証明書(その2)に代えて、申告義務のないことを証する書類として、別添1の法人税の確定申告について(法人用)又は別添2の所得税及び復興特別所得税の確定申告について(個人用)

オ 次の各税について未納税額のないことを証明する納税証明書の写し(個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3とする。)

A 消費税及び地方消費税(法人及び個人)

B 法人税(法人の場合)

C 所得税(個人の場合)

※公的機関が発行する書類は、発行日から3か月以内のものとする。

※添付書類は、複写機により複写したもので、内容が鮮明なものであれば、写しでも可。

4 有資格者とならない者

次の(1)から(3)に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、有資格者としません。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 競争参加資格審査申請書及び競争参加資格の審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者

(3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

5 有資格者となないことがある者

次の(1)から(6)までの一に該当する者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)で、その事実があった後3年を経過していない者は、有資格者となないことがあります。

- (1) 契約の履行にあたり故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

6 有資格者の資格及びその審査

- (1) 有資格者となる者の資格審査は、上記1の契約の種類ごとに算定する総合審査数値をもつて行います。
- (2) 有資格者の資格は、上記(1)の総合審査数値により格付けを行います。

7 資格審査の結果の通知

審査の結果は、資格審査結果通知書等により郵送で申請者あてに通知します。

8 有資格者の登録

上記6の有資格者は、当センターの有資格者名簿に登録します。

9 競争参加資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとします。

ただし、上記2のなお書きによる随時の申請をした場合は、資格を付与された日から令和10年3月31日までとします。

10 申請書の交付、照会先及び提出場所

家畜改良センター

〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1

総務部管財課契約第1係 電話 0248-25-2233

ほか別記のとおり

別記

申請書の交付、照会先及び提出場所

- (1) 家畜改良センター
〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1
総務部管財課契約第1係 電話 0248-25-2233
- (2) 家畜改良センター新冠牧場
〒056-0141 北海道日高郡新ひだか町字静内御園587-1
総務課契約財産係 電話 0146-46-2011
- (3) 家畜改良センター十勝牧場
〒080-0572 北海道河東郡音更町駒場並木8-1
総務課契約財産係 電話 0155-44-2131
- (4) 家畜改良センター奥羽牧場
〒039-2567 青森県上北郡七戸町字鶴児平1
総務課契約財産係 電話 0176-62-3281
- (5) 家畜改良センター岩手牧場
〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字穴口72-21
総務課契約財産係 電話 019-641-2130
- (6) 家畜改良センター茨城牧場
〒308-0112 茨城県筑西市藤ヶ谷2330
総務課庶務係 電話 0296-37-6511
- (7) 家畜改良センター茨城牧場長野支場
〒385-0007 長野県佐久市新子田2029-1
総務課庶務係 電話 0267-67-2501
- (8) 家畜改良センター岡崎牧場
〒444-3161 愛知県岡崎市大柳町字栗沢1-1
総務課庶務係 電話 0564-46-4581
- (9) 家畜改良センター兵庫牧場
〒679-4017 兵庫県たつの市揖西町土師字大陣原954-1
総務課庶務係 電話 0791-66-0801
- (10) 家畜改良センター鳥取牧場
〒689-2511 鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14
総務課庶務係 電話 0858-55-1511
- (11) 家畜改良センター熊本牧場
〒865-0073 熊本県玉名市横島町共栄37
総務課庶務係 電話 0968-84-3660
- (12) 家畜改良センター宮崎牧場
〒886-0004 宮崎県小林市細野5157-29
総務課契約財産係 電話 0984-23-3500